

改正 2008年3月3日 2008年7月24日  
2009年3月5日 2015年2月26日  
2017年1月19日

(定義)

第1条 本学リエゾンオフィスにおける共同研究（企業等から研究者又は／及び研究資金を同志社大学が受け入れ、同志社大学と企業等が共同で研究を実施するものをいう。）（以下「共同研究」という。）の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。

(申請手続き)

第2条 共同研究を実施しようとする者（以下、申請者という。）は、本学所定の様式による申請書をリエゾンオフィス所長（以下「所長」という。）に提出する。

(契約手続き)

第3条 所長は、共同研究が教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生じるおそれがないと判断した場合、その申請を認め、申請者との間に共同研究契約を締結する。また、所長は、学長及び研究者の所属長に報告する。

(例外規定)

第4条 共同研究について、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを受け入れることができない。ただし、公共機関等からの委託で、やむを得ない事由が認められるときは、この限りではない。

- (1) 共同研究について、委託者が一方的に中止することができることになっているもの
- (2) 共同研究の結果生じた産業財産権を無償で使用させ、又は譲与することになっているもの
- (3) 共同研究に要する経費により取得した設備等を返還することになっているもの
- (4) やむを得ない事由により共同研究を中止し、又はその期間を延長する場合において、そのため生じた損害を申請者に賠償し、また、中止によって未使用となった経費を申請者に返還することになっているもの

(研究経費の取扱いについて)

第5条 共同研究契約が締結されたとき、申請者は所要の研究費を契約書に定める期間内（以下「指定期間内」という。）に納付しなければならない。

- 2 研究費執行は原則として本学が入金を確認後とし、指定期間内に経費が納入されないときは、所長は共同研究の決定を取消すことがある。
- 3 一旦納入した経費は原則として、これを返還しない。ただし、天災、その他やむを得ない事由によって共同研究ができない場合には、その全部又は一部を申請者に返還することができる。
- 4 納付された研究費については、研究費等の管理に関する取扱要領に準拠して執行するものとする。ただし、本学所有特許（出願段階のみのものを含む）を基礎として共同研究を実施し、契約書において知的財産群を特定する場合は、研究費の10%を同志社大学発明規程に準拠して取り扱うものとする。

(研究成果報告)

第6条 研究担当者は、当該共同研究が完了したときは、その旨を所長に報告するとともに、研究成果を申請者に報告するものとする。

(成果の公表)

第7条 研究担当者は当該共同研究の成果について一般に公表する必要があると認めたときは、申請者の同意を得ると共に所長の承認を受けて研究担当者の名においてこれを公表することができる。

(事務)

第8条 この要綱に関する事務は、研究開発推進機構研究開発推進課が取り扱う。

(改廃)

第9条 この要綱の改廃は、研究主任会議の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この要綱は、2017年4月1日から施行する。